

別記 1

事業者認定申請書

平成 年 月 日

姫路木材仲買協同組合  
理事長 大西 政一 殿

申請者

住所

社名等

代表者職氏名

㊟

貴団体の認定を得て木材・木製品の合法性・持続可能性の証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 設立年、従業員数 \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_ 名
2. 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量 : (別添1のとおり)
3. 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況 : (別添2のとおり)
4. 分別管理及び書類管理の方針 : (別添3のとおり)
5. その他(ISO、JAS等の工場資格等)

別添 1

木材・木製品の主要品目及び年間取扱数量

申請者名 \_\_\_\_\_

申請前1年間の取扱数量(期間 平成 年 4 月 ~ 平成 年 3 月)は、  
次のとおりです。

製品の種類	年間取扱量(本、枚、m <sup>3</sup> )

(注)

製品の種類：角材、割り材、板材のほか合板や集成材、加工品名（いす、机など）  
を記入して下さい。

## 別添 2

### 事業所の敷地、建物及び施設の配置状況 (A 4 の用紙に作成下さい。)

(作成上のご注意)

#### 1. 事務所と分別管理の場所が同一の場合

- ① 事務所の位置図 (最寄駅から事務所までの略図)
- ② 分別管理場所の配置図

事務所、土場、作業所、倉庫、加工場等の配置図に広さ (m × m) を記載して下さい。

合法木材の保管場所を明示してください。

#### 2. 申請者の住所 (いわゆる本店) と分別管理の場所が異なる場合は、次によって図面を作成して下さい。

- ① 本店の位置図 (最寄駅から本店までの略図)
- ② 分別管理場所の位置図 (最寄駅から分別管理場所までの略図)
- ③ 分別管理場所の配置図

事務所、土場、作業所、倉庫、加工場等の配置図に広さ (m × m) を記載して下さい。

合法木材の保管場所を明示してください。

別添 3-1【次ページに例文あり(2種類 別添 3-2-1 問屋・小売, 3-2-2 素材・製材)】

## 分別管理及び書類管理方針

(作成上のご注意)

### 1. 分別管理の方針

#### ① 合法木材とそれ以外の木材の分別管理の方法

合法木材とそれ以外の木材が混在しないようにする方法

合法木材は、入荷先毎に証明書が異なる場合があるため、これらを明確に区別する方法

#### ② 管理施設

### 2. 管理の記録

#### ① 入荷先及び在庫の記録

様式は自由ですが、入出荷の年月日、入出荷先、品名、本数又は枚数、証明書番号、在庫量等を記入

#### ② 入荷に対する証明書の確認保管

入荷量に対し出荷証明書の数量が過大にならないこと

#### ③ 出荷に対する証明書の発行添付

#### ④ 記録及び証明書の管理保管方法

記録や証明書は、出荷後5年間保管すること

3. 以上 1. 2. の内容を自社でどのように管理するか文章にまとめて下さい。

別添 3-2-1 (例文 問屋・小売店の場合)

## 分別管理及び書類管理方針書

〇 〇 〇 〇 木材株式会社

平成 年 月 日 作成

本方針書は、姫路木材仲買協同組合が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成19年2月21日公表）」を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木製品（以下「合法木材」という。）の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めるものである。

（適用の範囲）

1. 本方針書は、当社において供給する木材・木材製品の取扱について適用する。

（分別管理者）

2. 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
3. 分別管理責任者は、合法木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任を持って行うものとする。

（分別管理の実施）

4. 原木・製材品の入荷に当っては、納品書等により合法木材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。
5. 原木・製材品の保管に当っては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないよう、それぞれ保管場所をテープや標識等により明示する。
6. 製材加工に当っては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないよう加工する。
7. 製材品の出荷に当っては合法木材であることを確認のうえ納品書に記載する。
8. 製材品の保管に当っては、合法木材を原料として製造した製材品と、それ以外の木材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類の管理）

9. 分別管理責任者は、合法木材及びそれ以外の木材に係る前年の4月～当年の3月までの製品入荷量を毎年6月末日までに実績報告としてとりまとめ姫路木材仲買協同組合に報告するものとする。
10. 証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理できるよう、管理簿を常備し、適切に記録し管理する。
11. 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、証明材の出荷後5年間整理保管する。

以上

別添 3-2-2 (例文 素材・製材の場合)

分別管理及び書類管理方針書

〇〇〇〇 製材株式会社

平成 年 月 日 作成

本方針書は、姫路木材仲買協同組合が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成19年2月21日公表）」を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木製品（以下「合法木材」という。）の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めるものである。

(適用の範囲)

1. 本方針書は、当社において原木および当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当って適用する。

(分別管理者)

2. 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
3. 分別管理責任者は、合法木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任を持って行うものとする。

(分別管理の実施)

4. 原木・製材品の入荷に当っては、納品書等により合法木材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。
5. 原木・製材品の保管に当っては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないよう、それぞれ保管場所をテープや標識等により明示する。
6. 製材加工に当っては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないよう加工する。
7. 製材品の出荷に当っては合法木材であることを確認のうえ納品書に記載する。
8. 製材品の保管に当っては、合法木材を原料として製造した製材品と、それ以外の木材を原料として製造した製材品が混在しないよう、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類の管理)

9. 分別管理責任者は、合法木材及びそれ以外の木材に係る前年の4月～当年の3月までの製品入荷量を毎年6月末日までに実績報告としてとりまとめ姫路木材仲買協同組合に報告するものとする。
10. 証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理できるよう、管理簿を常備し、適切に記録し管理する。
11. 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、証明材の出荷後5年間整理保管する。

以上

別記 2-1 (申請内容変更の様式)

申請内容変更に関する届出書

平成 年 月 日

姫路木材仲買協同組合  
理事長 大西 政一 殿

事業者の所在地

事業者の名称

代表者の氏名

印

団体認定番号 姫仲買 第 号

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定申請について、下記のとおり申請内容に変更がありますので届け出いたします。

記

事業者の所在地 旧：

新：

事業者の名称 旧：

新：

代表者の氏名 旧：

新：

その他 旧：

新：

別記 3 (証明書の様式)

木材・木製品の合法性・持続可能性証明書

第 号  
平成 年 月 日

様

事業者の所在地

事業者の名称

代表者の氏名 ⑩

団体認定番号 姫仲買 第 号

下記の物件は、持続可能な森林経営を行っている森林から、合法的に伐採された木材のみを原料としていることを証明します。

記

1. 樹 種
2. 品 目
3. 数 量

(注)

- ① この様式の証明書に代えて、既存の納品書等に上記の情報(証明書の内容)を追加記載することで証明書に代えることができます。
- ② 上記は、合法性・持続可能性を証明する場合であり、合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る部分の記述を省略して下さい。
- ③ 品目は、丸太、製材、合板、集成材等の区分を記載して下さい。
- ④ 数量は、商取引上の単位(本、枚、 $m^3$ 、など)を記入して下さい。

別記 4 (実績報告書の様式)

合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告書

平成 年 月 日

姫路木材仲買協同組合 御中

申請者

事業者の所在地

事業者の名称

代表者の職氏名

㊤

団体認定番号

姫仲買 第 号

合法性・持続可能性に係る事業者認定実施要領第8項により、下記のとおり合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績を報告します。

記

平成 年度報告書 (期間 平成 年4月1日～平成 年3月31日)

業 種		木材・木製品の取扱数量(総量)		うち合法性等の証明されたもの	
		入荷量 m <sup>3</sup>	出荷量 m <sup>3</sup>	入荷量 m <sup>3</sup>	出荷量 m <sup>3</sup>
素材生産					
素材流通					
木材加工	チップ				
	製材				
	合板				
	集成材				
	木質ボード類				
	その他				
木材流通	製材				
	合板・ボード類				
	集成材				
	その他				
その他(住宅会社の自家用製材品)					
合 計					

(注)

- ・ 1 認定事業者で複数業種の品目を取扱っている場合は、各業種(品目名と読替え)の欄にカウントする。
- ・ 合法性等の証明されたものとは、証明書を交付したものの。
- ・ 素材生産、木材加工の入荷量、出荷量は歩留まりを考慮してチェックする。
- ・ 取り扱い数量は、m<sup>3</sup>に換算する。

## 合法木材供給事業者認定申請書(継続)

平成 年 月 日

姫路木材仲買協同組合  
理事長 大西 政一 殿

(申請者)

事業者の所在地 :  
事業者の名称 :  
代表者の職氏名 : ⑩  
認定番号 : 姫仲買 第 号

貴団体の認定を得て木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を継続して  
行いたいので、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領に従い、  
下記の通り関係書類を添えて申請します。

### 記

1. 設立年、従業員数 \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_ 名
2. 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量 : (別添1のとおり)
3. 過去3年間の合法木材取扱実績量 : (別添4のとおり)
4. 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況 : (別添2のとおり)
5. 分別管理及び書類管理の方針 : (別添3のとおり)
6. その他(ISO、JAS等の工場資格等)

別添 4 (継続申請の様式)

過去3年間の合法木材の取扱実績量

申請者名 \_\_\_\_\_

過去3年間の合法木材の取扱実績量は、次のとおりです。

(期間 平成 年 4 月 ~ 平成 年 3 月)

実績報告の 対象期間	木材・木製品の 総入荷数量 <sup>m<sup>3</sup></sup>	木材・木製品の取扱数量	うち、合法性・持続可能性 の証明された木材・木製品	備 考
H /4~ H /3	総入荷数量 <sup>m<sup>3</sup></sup>			
	総出荷数量 <sup>m<sup>3</sup></sup>			
H /4~ H /3	総入荷数量 <sup>m<sup>3</sup></sup>			
	総出荷数量 <sup>m<sup>3</sup></sup>			
H /4~ H /3	総入荷数量 <sup>m<sup>3</sup></sup>			
	総出荷数量 <sup>m<sup>3</sup></sup>			

\*各年度毎の取扱実績報告書の明細を添付いたします。